

武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

平成 29 年改定案

■基本理念

成熟した市民文化を支える武蔵野市の教育、学術、文化の振興

■施策の基本的方向性

市は、市制発足当初より教育都市武蔵野の実現に向け邁進してきた。今後も市の歴史を未来へ継承し、地勢と歴史がはぐくんだ武蔵野の風土に根ざす普遍的で個性豊かな文化の創造と、生涯にわたり住み続けることのできる豊かな地域社会を目指し、学校教育、生涯学習・スポーツ、学術及び文化の振興を図るため、市長と教育委員会は緊密に連携・協力して、以下の基本的方向性に基づき施策等を立案し実施する。

- 1 すべての子どもの健やかな成長を願い、子どもの最善の利益を尊重するとともに、望ましい発達や成長のための良好な教育環境、社会環境を整備する。
- 2 様々な可能性を秘めている子どもたち一人ひとりが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けるために、知・徳・体のバランスのとれた教育や体験的な活動を重視した特色ある教育を推進する。
- 3 市民一人ひとりが、主体的で創造的な学習やスポーツを生涯にわたり楽しむことができるよう、多様なニーズに応える事業を体系的に実施する。
- 4 市民の誰もが、豊かな文化、芸術及び学術の振興の成果を享受するとともに、自らその創造と発展に寄与し、地域文化の醸成を図ることができるよう、必要な環境を整備し、情報、機会等を提供する。

■重点的な取り組み

市は、武蔵野市長期計画をはじめ各種の個別計画、教育委員会における教育目標及び基本方針に基づき、さまざまな特色ある施策を実施してきた。上記「施策の基本的方向性」の実現に向けた重点的な取り組みは、以下のとおりとする。

○文化振興基本方針策定委員会の設置と同委員会による検討

文化は心の豊かさや創造性をはぐくみ、地域のつながりを強め、都市の魅力を高める重要な要素である。文化振興による地域の持続的な発展を目指し、市長と教育委員会が連携・協力して文化振興に関する方針を平成 30 年度に作成するため、策定委員会を設置し、検討を開始する。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた取り組みの推進

市の取り組み方針や行動計画に基づく取り組みを着実に進める。市内団体等とともに実行委員会を設置し、市民とともに分野を越えた具体的な取り組みを進めていく。

スポーツ・文化の振興にとどまらず、共生社会の実現や国際理解の促進、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進など幅広い取り組みを進めていく。

○小中一貫教育の検討

学識経験者、学校関係者等からなる検討委員会を設置し、武蔵野市における未来の学校のあり方の観点から小中一貫教育を検討し、方向性を定めていく。

武蔵野市民科（仮称）のカリキュラム案について検討を行うとともに、小中連携教育研究協力校の研究により、今後の小中連携による教育課程の具体的な取り組みについて検討を進めていく。

○学校教育施設の改修及び再整備

学校施設整備基本計画（仮称）案を検討する上での法的条件や、建設条件等の整理を行う。

今後予想される児童生徒数の増加に対して、必要教室数の確保や、学校給食施設の対応、地域子ども館事業に必要な施設の確保について、指定校制度の変更や学区の見直しも含めた対応策の検討を行う。

○教育センター構想の推進

教育推進室の調査研究機能やコーディネート機能の強化を図るとともに、若手教員及び臨時的任用教員への教育アドバイザーによる指導・支援体制を確立する。

教育センターのあり方について、学校施設整備基本計画（仮称）の検討状況や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援との関係を整理し、必要な検討を加える。

○総合体育館、陸上競技場施設の改修

総合体育館メインアリーナ、サブアリーナの天井工事及び陸上競技場について改修工事を実施し、施設の利便性向上を図るとともに、観るスポーツ・体験するスポーツの推進を図る。

○旧桜堤小学校跡地の整備と桜野小学校第2校庭としての活用

当面桜野小学校、第二中学校の第2校庭的な活用をするため、旧桜堤小学校校舎、体育館等の解体工事を行う。

旧桜堤小学校跡地を利用したスポーツ広場の設置は、桜野小学校の児童数の推移などを勘案したうえで整備を検討する。

○図書館のあり方の検討

図書館基本計画の見直しを行い、多様化する図書館サービスを効果的・効率的に提供するとともに中央図書館を中核とした今後の図書館行政のあり方を確立する。

吉祥寺図書館については地域・施設特性に応じたリニューアルを推進し、指定管理者制度への移行を進める。

○子どもの貧困への対応

子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、学習支援など生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について、総合的に検討する。

スクールソーシャルワーカーの活動をより効果的に行うため、中学校の実情に沿った派

遣を行い、小学校を含めた学校支援の拡充を図る。

高等学校等修学支援事業により、高等学校等に就学した生徒への経済的な面からの修学支援の充実を図る。

就学援助の入学準備金の入学前支給について、小学校入学者も対象として実施する。

○総合的な放課後施策の推進

子ども協会により運営するあそべえ事業と学童クラブ事業を地域子ども館事業と位置づけ、館長の配置及び学童クラブ指導員の体制強化による子どもへの継続的な関わり、スキルの蓄積により、ひとりひとりへのきめこまやかな育成体制を確立する。

市長と教育委員会が連携・協力して小学生の総合的な放課後施策を推進する。